【漁獲共済】

共　済　目　的	共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が共済限度額に達しない場合（漁協一括契約にあっては、その構成員の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が単位共済限度額に達しないものがある場合、漁業者集団契約にあっては、集団全体の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が共済限度額に達しない場合)の損失を補償する。
対　象　漁　業 （法第104条） （令第5～6条）	○第１号漁業：採貝・採藻業（あわび、わかめ、こんぶ、てんぐさ） ○第２号漁業：漁船漁業（捕鯨業を除く）及び定置漁業
加　入　方　式 （法第105条） (法第105条の2) (令第7～9条の3)	任意加入又は義務加入 （注）第１号漁業、第２号漁業のうち１００トン未満漁船漁業及び定置漁業について、加入区内の関係漁業者の２／３以上の同意があった場合には、当該加入区内のすべての関係漁業者は加入申込みをしなければならない。(義務加入)
引　受　方　式 （法第108条）	〔第１号漁業〕 加入区内で操業する漁業者が一体となって漁協を契約者として加入 〔第２号漁業〕 ①　漁業を営む者が個々に申込みをする単独加入 ②　加入区ごとに当該漁業を営む２／３以上の者が一体となって漁協を契約者として加入（漁協一括契約） ③　加入区ごとに当該漁業を営む者を構成員とする団体を契約者として加入（漁業者集団契約） （注）加入区とは、一定区域（原則として漁協の地区）ごと及び漁業種類ごとに都道府県知事が設定する区域をいう。
共 済 責 任 期 間 （法第109条） （規則第49条）	共済対象となる漁業種類ごとに、当該漁業種類の漁業時期（周年操業の場合は１年間）を基準として、共済規程で定める期間
継 続 申 込 特 約 (法第113条の2) (規則第54条の5)	・４年間の契約を１セットとする加入方式で、２年目以降の契約は自動継続。 ・掛金割引（１年目１０％引、２年目以降２０％引）あり。 ・てん補方式及び契約割合は特約期間中一定。（１年目に無事故であった者は２年目に、２年目に無事故であった者は３年目に、それぞれ２０％まで契約割合の引上げが可能。） ・特約期間中、原則として共済限度額は大きく変動しない。 ・特約全期間が無事故又は特約期間内の支払共済金が僅少の場合には、無事故奨励金（４年目の純共済掛金のうち自己負担相当額）を給付。 （注）契約割合とは、共済金額の共済限度額（漁協一括契約にあっては単位共済限度額の合計額）に対する割合をいう。
包括継続申込特約 (法第113条の3) (規則第54条の６)	・３年から５年の間で共済規程で定める期間（１サイクル漁期）を包括して契約する加入方式で、２年目以降の契約は自動継続。 ・共済限度額、てん補方式、契約割合は包括特約期間中一定（２年目以降も固定)。 ・加入者の任意解除及び漁業共済組合による継続拒否（共済事故の発生する見込みが確実である場合）は不可。 ・包括特約の対象漁業種類は、北海道のほたて貝桁びき網漁業。

共 済 限 度 額 （法第111条） （令第11～12条） （規則第51条）	共済限度額とは、共済事故判定及びてん補の際の基準となる金額であり、共済金額の最高限度をいい、単位共済限度額とは、漁協一括契約における構成員ごとの共済限度額をいう。 （共済限度額の算出方法） 基準漁獲金額〔(過去５年間のうち最高及び最低を除く３年間の総和平均漁獲金額×金額修正係数) を基準として、共済組合が経営事情等を勘案して定める金額〕×限度額率 （注１）金額修正係数とは、漁獲金額の上昇傾向など最近の漁業事情を反映させるための係数をいう。(現行一律１．００） （注２）限度額率とは、漁業経営における平均的な経費の額の漁獲金額に対する割合（＝漁獲金額から利益相当分を控除した率）をいう。（７０％～９０％） （継続申込特約を付した場合の扱い） 継続申込特約における継続契約（２年目以降）の共済限度額又は単位共済限度額の水準は前年の共済限度額又は単位共済限度額の一定の範囲内で設定。（下限は原則として０．６～０．９、上限は一律１．４）
共 済 金 額 （法第110条） （令第10条） （告示第1536号）	共済金額とは、実際に共済に付される金額であり、共済事故の場合に支払われる最高限度をいう。(共済金額は共済限度額の範囲内で契約者が任意に設定。) （共済金額の設定に係る引受区分ごとの要件） 〔第１号漁業〕契約割合４０％以上 〔第２号漁業〕原則として２億円（単独加入の場合は２億円又は契約割合８０％のいずれか低い額）以下。ただし、漁協一括契約又は漁業者集団契約にあっては、当該金額に構成員数を乗じた金額以下。
てん補方式及び 支 払 共 済 金 （法第113条） （令第12条の3） （規則第53条） （規則第53条の2） （規則第54条）	①　漁協一括契約以外の場合 加入時に次の７方式のいずれかを選択 ア　全事故比例てん補方式 事故額×てん補率×契約割合 イ　約定限度内てん補方式 （事故率が約定限度割合未満の場合） 事故額×てん補率×契約割合 （事故率が約定限度割合以上の場合） 共済限度額×約定限度割合（１０％、２０％又は３０％）×てん補率×契約割合 ウ　支払上限付てん補率てい増方式 （事故率が２５％以下の場合） 事故額×１／２×てん補率×契約割合 （事故率が２５％を超え５０％以下の場合） 〔事故額－（共済限度額×１２．５％)〕×てん補率×契約割合 （事故率が５０％を超える場合） 共済限度額×３７．５％×てん補率×契約割合 エ　支払上限付小損害低てん補方式 （事故率が３０％以下の場合） 事故額×１／２×てん補率×契約割合

（事故率が３０％を超え５０％以下の場合）
事故額×てん補率×契約割合
（事故率が５０％を超える場合）
共済限度額×５０％×てん補率×契約割合

オ　支払上限付小損害不てん補方式
（事故率が３０％以下の場合）
不てん補
（事故率が３０％を超え５０％以下の場合）
事故額×てん補率×契約割合
（事故率が５０％を超える場合）
共済限度額×５０％×てん補率×契約割合

カ　約定限度内低事故不てん補方式
（事故率が５％以下の場合）
不てん補
（事故率が５％を超え約定限度割合未満の場合）
〔事故額－（共済限度額×５％)〕×てん補率×契約割合
（事故率が約定限度割合以上の場合）
共済限度額×（約定限度割合（１０％、２０％又は３０％）－５％）
×てん補率×契約割合

キ　支払上限付低事故不てん補方式
（事故率が約定不てん補割合以下の場合）
不てん補
（事故率が約定不てん補割合を超え５０％未満の場合）
共済限度額×（事故率－約定不てん補割合（１０％、２０％又は３０％))
×てん補率×契約割合
（事故率が５０％以上の場合）
共済限度額×（５０％－約定不てん補割合（１０％、２０％又は３０％))
×てん補率×契約割合

②　漁協一括契約の場合
加入時に次の５方式のいずれかを選択

ア　全事故比例てん補方式
事故額の合計額×金額てい減割合×てん補率×契約割合

イ　約定限度内てん補方式
（事故者ごとの）事故額又は単位共済限度額に約定限度割合を乗じた額の合計額×金額てい減割合×てん補率×契約割合

ウ　約定限度内低事故不てん補方式
（事故者ごとの）事故額から単位共済限度額に５％を乗じた額を差し引いた額又は単位共済限度額から約定限度割合に５％を乗じた額を差し引いた額の合計額×金額てい減割合×てん補率×契約割合

エ　支払上限付低事故不てん補方式
（事故者ごとの）単位共済限度額に事故率から約定不てん補割合を差し引いた率を乗じた額又は単位共済限度額に支払上限割合から約定不てん補割合を差し引いた率を乗じた額の合計額×金額てい減割合×てん補率×契約割合

オ　集団無事故不てん補方式

（構成員ごとの漁獲金額の合計額が単位共済限度額の合計額未満の場合）

②イと同じ

（構成員ごとの漁獲金額の合計額が単位共済限度額の合計額以上の場合）

不てん補

（注１）事故額とは、共済限度額（漁協一括契約にあっては単位共済限度額）から漁獲金額を差し引いた額をいう。

（注２）事故率とは、事故額の共済限度額（漁協一括契約にあっては単位共済限度額）に対する割合をいう。

（注３）てん補率とは、事故となった場合における不要経費に相当する額を控除するための係数をいう。（第１号漁業：７０％、第２号漁業：８０％）

（注４）金額てい減割合とは、構成員ごとの漁獲金額の合計額の単位共済限度額の合計額に対する割合に応じて定められる割合（＝全体が豊漁であった場合に共済金の支払をてい減するための率）をいう。（０．５～１．０）

③　さけ大型定置漁業に係る契約の場合

さけ大型定置漁業の共済金の支払は、特例として、共済責任期間中の当該漁業の漁獲数量が基準漁獲数量（過去５年間のうち最高及び最低を除く３年間の総和平均漁獲数量）の２倍に達しない場合にのみ支払われ、支払共済金は、①又は②によって得られた額に数量てい減割合を乗じた額となる。

（注５）数量てい減割合とは、漁獲数量の基準漁獲数量に対する割合に応じて定められる割合（＝豊漁により魚価が下落した場合に共済金の支払をてい減するための率）をいう。（０．６～１．０）

〔てん補イメージ図〕

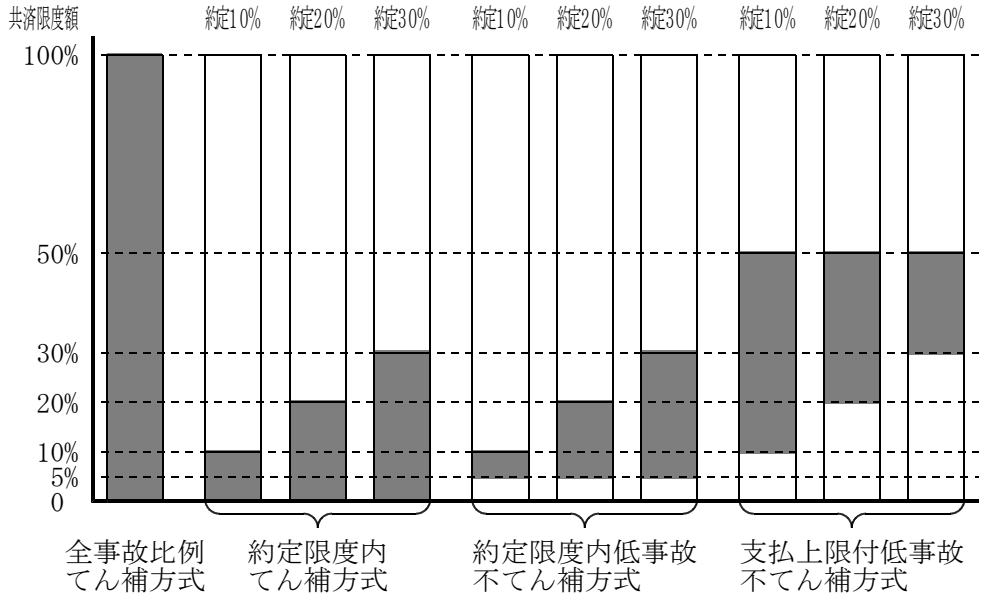

	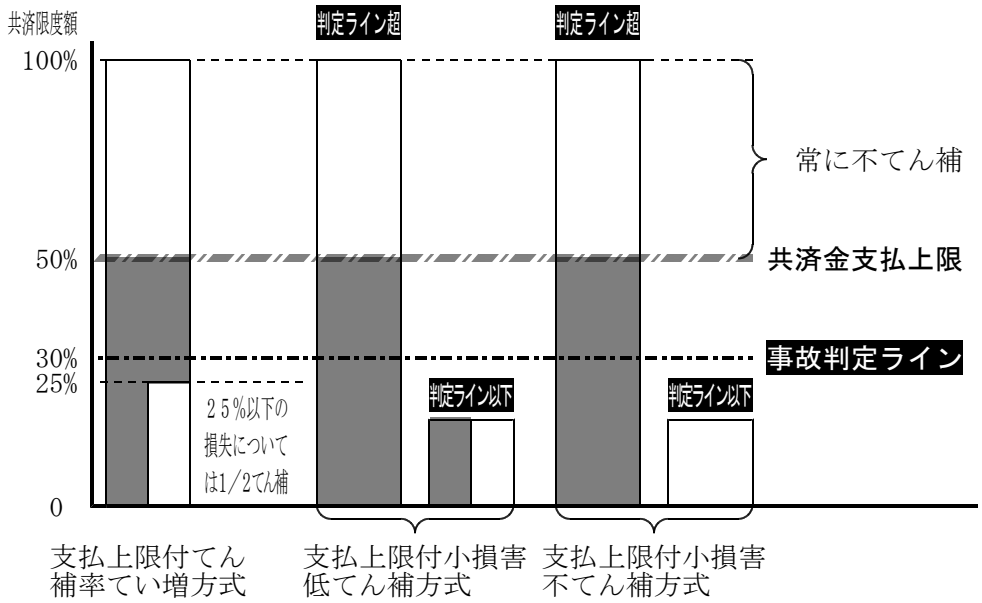
支払責任分担割合 （法第140条） （令第22条） （告示第1513号） （法第147条の5） （令第22条の7～8） （告示第1516号）	再共済：共済契約ごとに共済金額のうち一定額（団体責任分担共済金額）までの責任負担は組合３０%、連合会７０%の比例分担。これを超える部分（特別団体責任分担共済金額）の割合は組合５%、連合会９５%。更に、これを超える部分については、連合会がすべて負担。（個別比例超過損害複合再保険方式） 保　険：契約年度ごと保険区分ごとに連合会の再共済金額の合計額が一定の額（連合会責任再共済金額（保険区分ごとに連合会保有純再共済掛金の１．０６～１．１５））を超える部分の金額の９３%を政府が負担。（年度別保険区分別総額超過損害比例再保険方式）
純共済掛金 （法第112条） （告示第1506号）	共済金額×基準共済掛金率（漁業種類、漁業規模等別の共済区分ごとに設定）
純再共済掛金 （法第141条） （告示第1510号）	純共済掛金×純再共済掛金率（漁業種類、漁業規模別の再共済区分ごとに設定）
保険料 （法第147条の6） （告示第1520号）	純再共済掛金×保険料率（漁業種類別の保険区分ごとに設定）
共済掛金国庫補助 （法第195条） （令第23条） （令元始附則2）	漁業種類、漁業規模別の補助区分ごとに定率補助（第２号漁業については、一定の要件を満たす場合に限る） 補助限度率　６０／１００～８０／１００ 補　助　率（義務加入）３５／１００～６５／１００ （連合加入）１０／１００～３２．５／１００ （注１）補助限度率とは、補助対象となる契約割合の上限を定める率をいう。 （注３）連合加入とは、加入区内の１／２以上の漁業者について、共済契約の締結の申込みがなされた場合をいう。